

報告第19号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の  
専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和5年9月11日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の  
専決処分をしたことの報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により指定された  
損害賠償額の決定について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に  
より報告する。

記

番号	相手	概要	賠償金額
			専決処分日
1	杉並区高円寺南 五丁目在住 個人	事故日：令和5年3月3日 場 所：杉並区高円寺南五丁目  ・ごみ収集作業中、清掃車両を後退した際、民家の塀に接触し、損傷を与えた。  (環境部)	51,865円
			令和5年5月11日
2	杉並区高円寺南 四丁目所在 法人	事故日：令和5年4月3日 場 所：杉並区井草四丁目  ・備品類を旧杉並中継所に搬入する際、隣地のフェンスに接触し、損傷を与えた。  (環境部)	185,900円
			令和5年6月5日

3	杉並区西荻南 一丁目在住 個人	事故日：令和5年4月8日 場 所：西宮中学校	48,110円
		・部活動中に生徒の投げた野球ボールが、被害者のスマートフォンに当たり破損させた。  (教育委員会事務局)	令和5年6月20日
4	杉並区松ノ木 三丁目在住 個人	事故日：令和4年10月3日 場 所：杉並児童交通公園	55,624円
		・公園に来園していた児童が自転車乗車中に、自転車安全利用実技講習会で準備した板に接触して転倒し、右手小指を負傷した。  (都市整備部)	令和5年7月31日